

ADOBE

## パーソナルコンピューターソフトウェア使用許諾契約書

### 1. 保証の免責、拘束力のある契約および追加条件と合意

**1.1 保証の免責** 本ソフトウェアおよび他の情報は、「そのままの状態」で、かつ瑕疵を問わない条件で提供されます。アドビとそのサプライヤーおよび認証機関は、本ソフトウェア、認証機関のサービスまたは他の第三者の提供物を使用することにより得られる性能または結果を保証せず、また保証できません。ただし、ユーザーの所在地の法律上排除または制限のない国の保証、条件、表明、および条項については、この限りではありません。アドビ、そのサプライヤー、または認証機関は、第三者の権利の非侵害、商品性、統合、満足できる品質、または特定の目的への適合性を制限なく含めた全ての事項に関するすべての保証、条件、表明、または条項（明示的なものか黙示的なものかを問わず、また、制定法によるものか、普通法によるものか、慣習によるものか、使用法その他によるものかも問わない）を一切提供しません。第1条1項と第10条の規定は、いかなる理由によって本契約が終了した場合でもその効力が存続しますが、本契約終了後における本ソフトウェアの使用を継続する権利を示唆または付与するものではありません。

**1.2 拘束力のある契約** アドビソフトウェアの全部または一部を使用、複製または配布した場合は、特に以下の制限を含む本契約上のすべての条件に同意したものと見なされます。

- [使用](#) (第3条)

- [譲渡可能性](#) (第5条)

- [接続およびプライバシー](#) (以下を含む第7条)

- [アップデート](#)

- [ローカルストレージ](#)

- [設定マネージャー](#)

- [ピア支援型ネットワークテクノロジー](#)

- [コンテンツ保護技術](#)

- [アドビオンラインサービスの使用](#)

- [保証の免責](#) (第1条1項)

- [責任の制限](#) (第10条および第17条)

本契約にユーザーが同意された場合、本契約はユーザー、および本ソフトウェアを取得し、かつ自らの利益のために本ソフトウェアを使用する法人に対して強制力があります。同意されない場合は、本ソフトウェアを使用しないでください。

**1.3 追加条件と合意** アドビは、本契約の条項に従ってのみ本ソフトウェアを使用することをお客様に許諾します。本ソフトウェアに含まれている第三者のマテリアルを使用する場合は、

通常、別の使用許諾契約書、そのマテリアルに近接する「お読みください」ファイル、または [http://www.adobe.com/go/thirdparty\\_jp](http://www.adobe.com/go/thirdparty_jp) でご覧いただける「第三者ソフトウェア通知および追加条件」に記載された他の条件に従っていただく場合があります。かかる追加条件が本契約の条件と矛盾する場合は、その追加条件が本契約の全部または一部に優先します。

## 2. 定義

「アドビ」とは、本契約の第 12 条(a)項が適用される場合は、デラウェア州法人である、345 Park Avenue, San Jose, California 95110, U.S.A.の Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）を指し、その他の場合は、アイルランドの法律に準拠して設立された法人であり、アドビシステムズ社の関連会社およびライセンシーである 4-6 Riverwalk, Citywest Business Campus, Dublin 24, Ireland の Adobe Systems Software Ireland Limited を指します。

「互換コンピューター」とは、マニュアルに指定されている本ソフトウェアのシステム要件に準拠したコンピューターを指します。

「コンピューター」とは、デジタルまたは類似の形式の情報を受け取り、それを一連の命令に基づいて処理し、特定の結果を出力する 1 つの仮想、または物理的な個人用電子機器を指します。

「パーソナルコンピューター」または「PC」は、さまざまな生産アプリケーション、娯楽アプリケーション、および関連のない第三者のソフトウェアベンダーにより提供される他のソフトウェアアプリケーションを実行することを主な目的に設計、マーケティングされ、当時点でハードウェアに広く使用されているすべての機能およびすべての機能セットを備えたコンピューターオペレーティングシステムの使用に依存して動作し、汎用ラップトップ、デスクトップ、サーバー、および大規模タブレットマイクロプロセッサベースのコンピューターを操作するハードウェア製品を指します。パーソナルコンピューターのこの定義は、テレビ、テレビ受信機、ポータブルメディアプレイヤー、音声/ビデオ受信機、ヘッドフォン、スピーカー、電子手帳（以下、「PDA」といいます）、電話または電話ベースの機器、ゲームコンソール、デジタル式ビデオ録画再生装置（以下、「PVR」といいます）、DVD プレイヤー（以下、「DVD」といいます）または他の光媒体、ビデオカメラ、静止カメラ、カムコーダー、ビデオ編集およびフォーマット変換装置、またはビデオ画像投影装置の 1 つ以上を主な目的として設計および/またはマーケティングされるハードウェア製品には適用されず、類似した家庭用機器、専門機器、または産業用デバイスにも適用されません。

「本ソフトウェア」とは、(a)本契約書が添付された、ファイル（電子的にまたは物理メディアで提供されたもの）、ディスク、その他の媒体に含まれている内容のすべてを意味するものとし、以下のものを含みます。(i)アドビ、または第三者のコンピューター情報またはソフトウェア、Acrobat Reader®（以下、「Reader」といいます）、Adobe® AIR®（以下、「Adobe AIR」といいます）

す)、Adobe Flash® Player、Shockwave® Player および Authorware® Player (以下、Adobe AIR と Flash、Shockwave および Authorware players を総称して「アドビランタイム」といいます) を含みます。(ii)関連する説明書または説明用のファイル (以下、「マニュアル」といいます)、(iii) フォント、および(b)アドビが提供するソフトウェアのアップグレード、変更されたバージョン、アップデート、追加ファイル、およびコピー (以下、総称して「アップデート」といいます) を指すものとしします。

「使用する」とは、アクセス、インストール、ダウンロード、コピーなどの操作を行い、その他本ソフトウェアの機能を利用することを指します。

### 3. ソフトウェアライセンス

お客様がアドビまたは正規ライセンスから本ソフトウェアを購入し、かつ、第4条に規定する制限を含む、本契約の条件にお客様が従うことを条件として、アドビはお客様に対し、下記のとおりマニュアルに記載されている用途に本ソフトウェアを使用する非排他的なライセンスを許諾します。

3.1 一般的な使用 互換コンピューターにソフトウェアのコピーを1部インストールして使用できます。本ソフトウェアの使用に関する重要な制限は第4条を参照してください。

3.2 サーバーでの使用 本契約は、コンピューターファイルサーバーへの本ソフトウェアのインストールおよびそこでの使用を認めません。コンピューターファイルサーバーでのソフトウェアの使用については、Reader では [http://www.adobe.com/go/acrobat\\_distribute\\_jp](http://www.adobe.com/go/acrobat_distribute_jp)、アドビランタイムでは [http://www.adobe.com/go/licensing\\_jp](http://www.adobe.com/go/licensing_jp) を参照してください。

3.3 配布 本契約は、本ソフトウェアのサブライセンスまたは配布の権利を付与しません。物理的メディアから、または内部ネットワークを介して、本ソフトウェアを配布する方法については、Reader では [http://www.adobe.com/go/acrobat\\_distribute\\_jp](http://www.adobe.com/go/acrobat_distribute_jp)、アドビランタイムでは [http://www.adobe.com/go/licensing\\_jp](http://www.adobe.com/go/licensing_jp) を参照してください。

3.4 バックアップコピー 本ソフトウェアのバックアップコピーは、インストールしたり、目的以外の用途に使用しないことを条件に、1部のみ作成できます。第5条に記載された本ソフトウェアに関するすべての権利を譲渡しない場合は、バックアップコピーに関する権利を譲渡することはできません。

### 4. 義務および制限

4.1 アドビランタイム制限事項 お客様はアドビランタイムを非PC製品上で、または組み込み式もしくはデバイス用のオペレーティングシステム上で使用することはできません。疑義を避ける

ため、例えば、お客様は(a)モバイル製品、セットトップボックス(STB)、携帯端末、電話、ゲームコンソール、テレビ、DVD プレイヤー、メディアセンター（Windows XP メディアセンターエディションとその後継バージョンを除く）、電子計算機またはその他電子機器、インターネット機器またはその他インターネット周辺機器、PDA、医療機器、ATM、通信機器、ゲーム機、家庭用自動制御システム、キオスク、遠隔操作機器またはその他消費者用技術機器、(b)オペレーター携帯、ケーブル、衛星、またはテレビシステム、または(c)その他クローズドシステムデバイス上において、アドビランタイムを使用することはできません。アドビランタイムを使用する権利またはライセンスは、かかる禁止された用途に許諾されることはありません。アドビランタイムの非 PC バージョンのソフトウェアライセンスに関しては、

[http://www.adobe.com/go/runtime\\_mobile\\_EULA\\_jp](http://www.adobe.com/go/runtime_mobile_EULA_jp) をご覧ください。このようなシステム上でのアドビランタイムの配布許諾に関しては、[http://www.adobe.com/go/licensing\\_jp](http://www.adobe.com/go/licensing_jp) をご覧ください。

4.1.1 AVC Video 制限事項 本ソフトウェアには H.264/AVC ビデオテクノロジーが含まれており、その使用には MPEG-LA, L.L.C.からの次の通知が必要です。

本ソフトウェアは、AVC 特許ポートフォリオライセンスのもと、消費者による本製品の非営利的な私的使用のために(I) AVC 規格に準拠してビデオを符号化すること、(II)非営利的な私的活動を行っている消費者によって符号化され、AVC ビデオを提供することを許諾されているビデオプロバイダーから入手された AVC ビデオを復号することができます。他の使用については、ライセンスは許諾または示唆されないものとします。詳細な情報は、MPEG-LA, L.L.C.から入手できます。<http://www.adobe.com/go/mpegla> を参照してください。

4.1.2 H.264/AVC ソフトウェアエンコーディング アドビランタイムで使用可能な H.264/AVC ソフトウェアエンコーディングの機能は、個人の非商業目的の使用に対してのみ使用許諾されます。H.264/AVC ソフトウェアエンコーディング機能の商業目的での使用権取得の詳細は、[http://www.adobe.com/go/licensing\\_jp](http://www.adobe.com/go/licensing_jp) を参照してください。

4.2 Adobe Flash Player 制限事項 アドビのセキュリティで保護された RTMP およびビデオ、音声やデータコンテンツに対する技術的な保護手段を迂回するアプリケーションまたはデバイスで Adobe Flash Player を使用することはできません。Adobe Flash Player を使用する権利またはライセンスは、かかる禁止された用途に許諾されることはありません。

#### 4.3 Reader 制限事項

4.3.1 変換の制限事項 お客様は PDF ファイルを他のファイル形式に変換（例：PDF ファイルを JPEG、SVG、または TIFF ファイルに変換）するときに Reader を使用したり、または Reader に依存する他のソフトウェア、プラグイン、機能拡張と本ソフトウェアを連携させたり、またはこれとともに使用することはできません。

4.3.2 プラグインの制限事項 お客様は、Reader を、Adobe Integration Key License Agreement に準拠せずに開発されたプラグインソフトウェアと連携させたり、またはこれとともに使用することはできません。詳細は、[http://www.adobe.com/go/rikla\\_program\\_jp](http://www.adobe.com/go/rikla_program_jp) をご覧ください。

4.3.3 無効な機能 Reader には、表示されないか、またはグレー表示されて使用できない機能（以下、総称して「無効な機能」といいます）が含まれている場合があります。無効な機能は、アドビからのみ取得可能な実現技術を使用して作成した PDF 文書を開いたときのみ使用可能になります。お客様は、当該実現技術によらずに無効な機能にアクセスしたり、アクセスを試みたり、無効な機能に類似の機能を Reader を使用して作成することなく、その他の方法で当該機能の起動を制御する技術を回避してください。無効な機能については、[http://www.adobe.com/go/readerextensions\\_jp](http://www.adobe.com/go/readerextensions_jp) をご覧ください。

4.4 表示 本ソフトウェアで表示される著作権またはその他の所有権に関する表示を変更または除去することはできません。

4.5 変更およびリバースエンジニアリングの禁止 お客様は本ソフトウェアを修正、改変、翻訳したり、本ソフトウェアの二次的著作物を作成したりすることはできません。お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリングしたり、逆コンパイルしたり、逆アセンブルしてはならず、本ソフトウェアのソースコードを解明しようと試みないものとします。欧州連合地域に居住するお客様は、本契約の末尾の第 16 条「欧州連合に関する条項」に記載されている本契約の追加条件を参照してください。

4.6 フォントソフトウェア 本ソフトウェアにフォントソフトウェアが含まれる場合（[追加条件](#)が適用される、Typekit のもと利用可能なフォントを除く）、

(a) 特定のファイルに使用したフォントは印刷業者またはその他のサービスビューローへ提供することができ、サービスビューローはそのファイルの処理にそのフォントを使用することができます。ただし、サービスビューローがその特定のフォントソフトウェアを使用するための有効なライセンスを保有している場合に限りです。

(b) お客様は、お客様の電子文書を印刷、閲覧、および編集するために、フォントソフトウェアのコピーをその文書に埋め込むことができます。本ライセンスは、上記以外の埋め込みに関する権利を含むまたは認めるものではありません。

(c) 上記の例外として、[http://www.adobe.com/go/restricted\\_fonts\\_jp](http://www.adobe.com/go/restricted_fonts_jp) に記載されているフォントは、本ソフトウェアのユーザーインターフェースの操作を目的としてのみ本ソフトウェアに含まれており、出力ファイルに含まれることはありません。記載されているフォントは、上記第 4 条 6 項に基づき使用を許諾されません。お客様は、本ソフトウェア以外のソフトウェアアプリケーション、プログラム、またはファイル内で、もしくはそのいずれかを使って、記載されたフォン

トをコピー、移動、アクティベート、または使用したり、フォント管理ツールによってこのようなフォントをコピー、移動、アクティベート、または使用したりすることはできません。

(d)オープンソースフォント アドビによって本ソフトウェアと共に配布される一部のフォントは、オープンソースフォントの可能性があります。お客様によるこれらオープンソースフォントの使用は、[http://www.adobe.com/go/font\\_licensing\\_jp](http://www.adobe.com/go/font_licensing_jp)の適用されるライセンス条項に準拠します。

## 5. 譲渡

本契約に明示的に許容されている場合を除き、本ソフトウェアに関するお客様の権利をレンタル、リース、サブライセンス、譲渡、または移転することや、本ソフトウェアの全部または一部を他のユーザーのコンピューターにコピーすることはできません。ただし、以下の条件が満たされている場合は、本ソフトウェアを使用する権利のすべてを他の個人または法人に譲渡することができます。(a)(i)本契約、(ii)本ソフトウェア、および本ソフトウェアに同梱または内蔵されている他のソフトウェアまたはハードウェア（すべてのコピー、アップデート、および旧バージョンのすべてのコピーを含むものとします）をすべて当該個人または法人に譲渡すること。(b)一切のコピー（バックアップおよびコンピューターに格納されたコピーを含むものとします）をお客様が保持しないこと。(c)本契約の条件、およびお客様が本ソフトウェアの有効なライセンスを入手する際に合意した他のすべての条件を譲受人が受諾すること。上記にかかわらず、本ソフトウェアの教育用コピー、プレリリースコピー、または非売品コピーを譲渡することはできません。

## 6. 知的財産権、権利の留保

本ソフトウェア、およびお客様が作成したすべての正当なコピーについては、アドビおよびそのサプライヤーが、知的財産権を有しています。本ソフトウェアの構造、構成およびコードは、アドビおよびそのサプライヤーの貴重な知的財産（企業秘密や機密情報など）です。本ソフトウェアは、米国とその他の国の著作権法および国際条約の条項等の（ただしこれらに限定されない）法律によって保護されています。本契約に明示されている場合を除き、本契約によってお客様に本ソフトウェアに関して何らの知的財産権が付与されるものではなく、またアドビおよびそのサプライヤーは、明示的に付与されたものを除くすべての権利を留保します。

## 7. 接続およびプライバシー お客様は以下について承諾し同意されるものとします

7.1 PDF ファイルの使用 本ソフトウェアを使用して、広告の表示を許可された PDF 文書を開くと、ご使用のコンピューターは、アドビ、広告主、または他の第三者によって運営される Web サイトに接続する場合があります。この場合、お客様のインターネットプロトコルアドレス（以下、「IP アドレス」といいます）が送信されます。当該サイトをホストする当事者は、開かれた

PDF ファイル内またはその付近に表示される広告または他の電子的なコンテンツを送信する（または「送達する」）技術を使用する場合があります。Web サイトの運営者はまた、JavaScript、Web ビーコン（アクションタグまたはシングルピクセル gif とも呼ばれる）と他のテクノロジーを使用して、広告の有効性の向上や測定、および宣伝内容のパーソナライズ化を行う場合があります。お客様とアドビの Web サイトの間の通信は、[http://www.adobe.com/go/privacy\\_jp](http://www.adobe.com/go/privacy_jp) のアドビプライバシーポリシー（以下、「アドビプライバシーポリシー」といいます）によって管理されています。アドビは、第三者が使用する機能にアクセスしたり、当該機能を管理できない場合があります。第三者の Web サイトの情報利用は、アドビプライバシーポリシーの範囲外です。

7.2 アップデート お客様のコンピューターがインターネットに接続されている場合、本ソフトウェアは、追加の通知を行わずに、自動ダウンロードが可能なアップデートとインストールがないかを確認し、本ソフトウェアが正常にインストールされたことをアドビに通知します。本ソフトウェアのアップデートは、Adobe から適宜自動的にダウンロードされインストールされる場合があります。これらのアップデートはバグの修正、新しい機能、あるいは新しいバージョンの形をとる場合があります。お客様は、本ソフトウェアの使用の一環としてかかるアップデートをアドビから受領することに同意するものとします。Reader の場合、追加の通知を行わずに、アップデートは自動的にダウンロードされますが、自動インストール承認の設定を変更しない限りインストールされません。この場合、一部の法域で IP アドレスが個人を特定できると見なされる場合を除き、個人を特定できない情報のみがアドビに送信されます。自動アップデートプロセスで提供される IP アドレスを含む、かかる情報はアドビプライバシーポリシーによって管理されます。デフォルトのアップデート設定の変更に関する情報は、Flash Player では [http://www.adobe.com/go/settingsmanager\\_jp](http://www.adobe.com/go/settingsmanager_jp)、Reader では [http://www.adobe.com/go/update\\_details\\_url\\_jp](http://www.adobe.com/go/update_details_url_jp)（またはその後継 Web サイト）、Adobe AIR では [http://www.adobe.com/go/air\\_update\\_details\\_jp](http://www.adobe.com/go/air_update_details_jp) をご覧ください。

7.3 ローカルストレージ Flash Player および Adobe AIR を使用して、第三者が、お客様のコンピューターでローカル共有オブジェクトとして知られているローカルデータファイルに特定の情報を保存することができます。第三者のアプリケーションがローカル共有オブジェクトに保存を要求する情報の種類と量はアプリケーションによって異なり、かかる要求は第三者によって管理されます。ローカル共有オブジェクトの詳細、およびお使いのコンピューターでローカル共有オブジェクトのストレージを制限または管理する方法は、[http://www.adobe.com/go/flashplayer\\_security\\_jp](http://www.adobe.com/go/flashplayer_security_jp) を参照してください。

7.4 設定マネージャー Adobe AIR を使用する Flash Player と第三者のプログラムは、ユーザー設定をローカル共有オブジェクトとしてお客様のコンピューターに保存して、ある一定のユーザー設定を保存する場合があります。この設定にはお客様に関連付けられた個人を特定する情報は含まれません。この設定はお客様のコンピューター上の Adobe AIR を使用する Flash Player または第三

者のプログラムのインスタンスに関連付けられ、ランタイム機能のカスタマイズを可能にします。Flash Player の設定マネージャーは、かかる設定の変更を可能にします。これには、第三者によるローカル共有オブジェクトの保存を制限したり、第三者のコンテンツにお客様のコンピュータのマイクロフォンとカメラにアクセスする権利を付与することなどが含まれます。Flash Player の設定マネージャーでローカル共有オブジェクトを無効にする方法など、お使いのバージョンの Flash Player で設定する方法については、[http://www.adobe.com/go/settingsmanager\\_jp](http://www.adobe.com/go/settingsmanager_jp) を参照してください。Adobe AIR を使った第三者のプログラムの同様の設定は、第三者のプログラムをアンインストールすることで削除できます。

7.5 ピア支援型ネットワークテクノロジー Adobe Flash Player および Adobe AIR ランタイムを使用すると、第三者によって作成されたアプリケーションがアドビのサーバーまたはサービスに接続して2つのアドビランタイムクライアント間を直接接続したり、ネットワーク帯域幅など部分的なリソースを他の参加者が直接使用できるピアまたは分散ネットワークの一部としてアドビランタイムクライアントに接続できます。かかるピアまたは分散ネットワークに参加する前に、このような接続を承認する機会が与えられます。Flash Player 設定マネージャーを使って、ピア支援型ネットワークの設定を管理できます。設定マネージャーの使用の詳細は、[http://www.adobe.com/go/settingsmanager\\_jp](http://www.adobe.com/go/settingsmanager_jp) を参照してください。ピア支援型ネットワークの詳細は、[http://www.adobe.com/go/RTMFP\\_jp](http://www.adobe.com/go/RTMFP_jp) を参照してください。

7.6 コンテンツ保護技術 アドビランタイムを使用して、Adobe Flash Media Rights Management Server または Flash Access ソフトウェアにより保護されているコンテンツ（以下、「コンテンツ保護」といいます）にアクセスする場合、保護されているコンテンツを再生できるように、本ソフトウェアはインターネット上の管理サーバーからメディア使用权とパーソナライズ化を自動的に要求し、使用可能なコンテンツ保護用のアップデートをダウンロードしてインストールします。Flash Player 設定マネージャーを使って、コンテンツライセンス情報を消去できます。設定マネージャーの使用の詳細は、[http://www.adobe.com/go/settingsmanager\\_jp](http://www.adobe.com/go/settingsmanager_jp) を参照してください。コンテンツ保護の詳細は、[http://www.adobe.com/go/protected\\_content\\_jp](http://www.adobe.com/go/protected_content_jp) を参照してください。

7.7 アドビオンラインサービスの使用 コンピューターがインターネットに接続されている場合、本ソフトウェアは、追加の通知を行わずに断続的または定期的に、アドビまたはその関連会社が維持する Web サイトでホストされているコンテンツやサービス（以下、「アドビオンラインサービス」といいます）に対するお客様のアクセスを容易にします。アドビオンラインサービスには Acrobat.com のような例がありますが、これに限りません。アドビオンラインサービスは、Web サイトでホストされていますが、場合によっては、本ソフトウェア内の機能または拡張機能のように見える場合があります。場合によっては、アクセスのための別個のサブスクリプションまたはその他の料金、または追加の利用条件への同意が必要となる場合があります。アドビオンラインサービスは、必ずしもすべての言語で、またはすべての国の居住者に対して提供される



とは限りません。アドビはいつでも、理由の如何によらず、すべてのアドビオンラインサービスの利用可能性を修正または中止することができます。またアドビは、過去に無償で提供されていたアドビオンラインサービスへのアクセスまたはその使用について、対価の請求を開始する権利を留保します。コンピューターがインターネットに接続されていれば、本ソフトウェアは、お客様がオフラインのときでも、追加の通知を行わずにこれらのアドビオンラインサービスを利用可能な状態にするため、アドビオンラインサービスからダウンロード可能なマテリアルを自動的にアップデートする場合があります。アドビオンラインサービスの機能として、本ソフトウェアがインターネットに接続される場合、お客様の IP アドレス、ユーザー名、パスワードがアドビのサーバーに送信され、本ソフトウェアの「追加利用条件」または「ヘルプ」メニューに従って、アドビによって保存される場合があります。この情報は、アドビのオンラインサービスを円滑に実施するために、お客様にトランザクションに関するメッセージを送信する目的で使用されます。アドビは、本ソフトウェア、およびアドビオンラインサービスを含む（ただしこれだけに限らない）その他のアドビ製品とサービスに関する情報を提供するために、製品内マーケティングを表示する場合があります。これは、本ソフトウェアのバージョン、プラットフォームのバージョン、および言語を含む（ただしこれだけに限らない）、本ソフトウェアに特定の機能に基づいています。製品内マーケティングに関する詳細は、本ソフトウェアの「ヘルプ」メニューを参照してください。本ソフトウェアがインターネットに接続してアドビの Web サイトと通信する場合は、自動的か、またはユーザーが明示的に要求しているかにかかわらず、常にアドビプライバシーポリシーが適用されるものとします。また、その時点で別の利用条件がお客様に提示されない限り、Adobe.com の「利用条件」 ([http://www.adobe.com/go/terms\\_jp](http://www.adobe.com/go/terms_jp)) が適用されるものとします。なお、アドビプライバシーポリシーにより、Web サイトの閲覧状況を追跡することが認められており、追跡のトピック、および Cookie、Web ビーコンなどの手段の使用方法が詳細に規定されています。

## 8. 第三者提供物 お客様は以下について承諾し同意されるものとします

8.1 第三者提供物 本ソフトウェアは、第三者のコンテンツ、ソフトウェア、アプリケーション、およびリッチインターネットアプリケーションを含むデータサービス（以下、「第三者提供物」といいます）へのアクセスおよび相互運用を可能にする場合があります。お客様による第三者提供物（商品、サービスまたは情報を含む）へのアクセスと使用は、米国およびその他の国にかかる提供物および著作権法に関する条項に準拠します。第三者提供物はアドビが所有または提供するものではありません。お客様は、かかる第三者提供物を米国およびその他の国の著作権法に違反して使用しないことに同意するものとします。アドビまたは第三者はいつでも、理由の如何にかかわらず、どの第三者提供物の場合でも、そのアクセスを変更または中止することができます。アドビは、第三者提供物について管理、保証を行わず、責任を負いません。第三者提供物に関連したお客様および第三者間のすべての取引は、かかる第三者のプライバシーポリシーおよびお客

様の個人情報の使用、製品およびサービスの引渡しおよび支払い、ならびにかかる取引に関連したその他すべての規定、条件、保証または表明を含め、お客様と第三者間のみで処理してください。第三者提供物は、必ずしもすべての言語で、またはすべての国の居住者に対して提供されるとは限りません。アドビはいつでも、理由の如何にかかわらず、すべての第三者提供物の利用可能性を修正または中止することができます。

8.2 アドビ、その関連会社、または第三者が別個の契約により明示的に同意した場合を除き、アドビオンラインサービスおよび第三者提供物は、第 1 条 1 項と第 10 条の保証および責任の制限のもと、お客様ご自身の責任で使用するものとします。

## 9. 電子証明書 お客様は以下について承諾し同意されるものとします

9.1 使用 Adobe AIR は、第三者が作成した Adobe AIR アプリケーションの発行者を識別するために、電子証明書を使用します。また、Adobe AIR は、電子証明書を使用して、HTTPS を含む、Transport Layer Security (TLS) プロトコルを介してアクセスされるサーバーを特定します。Reader は、PDF 文書内に署名し、その署名を有効にするため、および保証された PDF 文書を有効にするために、電子証明書を使用します。アドビランタイムは電子証明書を使用して、保護されたコンテンツが不正に使用されないようにします。お客様のコンピューターは、現在証明書失効リスト (CRL) のダウンロードまたは電子証明書のリストを更新するために、電子証明書の確認時にインターネットに接続する場合があります。このアクセスには、本ソフトウェアと、本ソフトウェアをベースにしたアプリケーションの両方を使用できます。電子証明書は、[http://www.adobe.com/go/partners\\_cds\\_jp](http://www.adobe.com/go/partners_cds_jp) に記載されたアドビ認証文書サービス (CDS) ベンダー、[http://www.adobe.com/go/aatl\\_jp](http://www.adobe.com/go/aatl_jp) のアドビ承認信頼リスト (AATL) 掲載ベンダー、[http://www.adobe.com/go/protected\\_content\\_jp](http://www.adobe.com/go/protected_content_jp) で参照される個別化ベンダーなどの第三者の認証機関 (以下、総称して「認証機関」といいます) によって発行されます。または、自身で署名することもできます。

9.2 条件 電子証明書の購入、使用および電子証明書に対する信頼は、お客様および認証機関の責任によるものとします。保証された文書、電子署名、または認証機関サービスを信頼する前に、たとえば、登録者同意書、使用者同意書、証明書の方針、業務ステートメントなど、認証機関がサービスを提供する際に該当する条件を検討する必要があります。アドビの CDS ベンダーに関しては [http://www.adobe.com/go/partners\\_cds\\_jp](http://www.adobe.com/go/partners_cds_jp) のリンク、またアドビの AATL ベンダーに関しては [http://www.adobe.com/go/aatl\\_jp](http://www.adobe.com/go/aatl_jp) をご覧ください。

9.3 承認 お客様は、以下の内容に同意されるものとします。(a) 電子証明書が検証時に取り消され、実際には無効である電子署名または証明書が有効であるように見える場合があること、(b) 文書の署名者、該当する認証機関、またはその他の第三者による作為または不作為が、電子証明書の安全性または整合性を危うくする可能性があること、(c) 電子証明書は、認証機関が提供

するものではない自己署名証明書である場合があること。証明書を信頼するかどうかを決定するのは、お客様のみの責任です。別途、書面による保証が認証機関によってお客様に提供される場合を除き、お客様単独の責任で電子証明書を使用します。

9.4 第三者受益者 お客様は、お客様の信頼する認証機関が、本契約に関しては第三者受益者であり、当該機関は、アドビと同様に、自己の名においてかかる契約を実施する権利を有することに同意するものとします。

9.5 免責 お客様は、お客様による、または電子証明書付きの文書をお客様から受け取った第三者による、次の(a)、(b)、(c)、(d)、または(e)を含む（がこれらに限定されない）該当機関のサービスの使用または信頼から発生したか、またはこれらに関連する、すべての責任、損失、行為、損害、請求（すべての合理的な額の費用、支出、弁護士費用を含む）からアドビおよび該当する認証機関（その契約条項で明示的に記載されているものを除く）を防禦するものとします。(a)期限切れまたは取り消された証明書の信頼、(b)証明書の不適切な検証、(c)該当諸条件、本契約、または準拠法によって許可されていない証明書の使用、(d)発行者サービスまたは証明書を信頼するにあたって合理的な判断を下さなかったこと、(e)当該サービスに関連する条件で要求された義務を果たさなかったこと。

## 10. 責任の制限

アドビ、そのサプライヤー、または認証機関は、いかなる場合においても、損害、費用、派生損害、間接損害、付随的損害、特別損害、または利益の喪失につき、お客様に対して賠償する責を負わず、懲罰的損害賠償も行わないものとします。当該損害の発生の可能性につきアドビが認識していた場合においても同様とします。上記の制限および排除は、お客様の居住法域の法律により認められる範囲において適用されます。本契約に基づくまたは関連したアドビ、そのサプライヤー、および認証機関の損害賠償責任の総額は、本ソフトウェアに対して支払われた金額があれば、その金額に制限されるものとします。ただし、アドビの過失または不法行為（詐欺）により生じた死亡または身体傷害に関してアドビがお客様に負う責任は、本契約のいかなる規定によっても制限されません。アドビがサプライヤーおよび認証機関に代わっての行為は、本契約に定められた義務、保証、責任の排除または制限を目的とする場合に限られます。他の状況または目的でサプライヤーのために行為することはありません。詳細については、本契約書の末尾に国別の記載がある場合は該当部分をご覧ください。またはアドビのカスタマーサポート部門までお問い合わせください。

## 11. 輸出規制

本ソフトウェアを合衆国輸出管理法もしくは他の輸出関連法規（以下、総称して「輸出法」といいます）で禁じられた国に出荷、譲渡、輸出しないこと、また禁じられた方法で使用しないことに同意していただきます。さらに、本ソフトウェアが輸出法で輸出統制品目に指定されている場合、ユーザーには、イラン、シリア、スーダン、キューバ、北朝鮮など、米国政府が輸出を禁止している国の国民ではなく、かつ、それらの国に居住していないこと、また、ユーザーが本ソフトウェアを受領することを輸出法で禁止されていないことを表明および保証していただきます。お客様が本契約の条件に違反すると、本ソフトウェアを使用する一切の権利は、直ちに失われます。

## 12. 準拠法

お客様が、本ソフトウェアを業務目的ではなく個人のために使用する消費者の場合、本ソフトウェアを使用するためのライセンスを購入された州の法律が本契約に適用されます。そうでない場合、本契約の準拠法は、プログラムのライセンスを購入した場所により以下のとおり決定されます。(a)合衆国、カナダ、またはメキシコで購入した場合は、カリフォルニア州の実体法、(b)日本で購入した場合は、日本の実体法、(c)東南アジア諸国連合のいずれかの国、中国（香港とマカオを含む）、台湾、または韓国で購入した場合は、シンガポールの実体法、(d)上記以外の法域で購入した場合は英国の実体法。カリフォルニア州法が適用される場合はカリフォルニア州サンタクララ郡の各裁判所、日本法が適用される場合は日本の東京地方裁判所、英国法が適用される場合は英国ロンドンの管轄裁判所が、本契約に関連する紛争につき非専属的な裁判管轄権を有します。シンガポールの法律が適用される場合、契約書の存在、有効性、または解約を含む、本契約に関するあらゆる紛争は、シンガポールにおける仲裁に付託され、最終的に同仲裁により解決されるものとし、なお同仲裁は、当該時点において効力を有しているシンガポール国際仲裁センター（以下、「SIAC」といいます）の仲裁規則に従って行われるものとし、かつ当該規則はこの引用により本項の一部に組み込まれるものとし、両当事者が共同で1名の仲裁者を選定するものとし、仲裁に付託することを要求する当事者側の書面による要求から30日以内に仲裁者を選定できない場合は、SIACの委員長が選定を行うものとし、仲裁の言語は英語とします。本契約のいかなる条項にもかかわらず、アドビまたはお客様は、法定訴訟または仲裁手続を開始する前、またはその手続の処理中に、暫定措置または保全措置（差し止めによる救済、特定履行などの衡平法上の救済など）を命令することを司法当局、行政官庁などの機関に要求することにより、該当当事者の権利と利害関係を保護したり、保全処分に適する特定条件を執行したりすることができます。本契約書を解釈するにあたっては、本契約の英語版を使用します。本契約は、いかなる法域の抵触法の原則も、国連国際物品売買契約の適用も受けず、その適用を明示的に排除します。

### 13. 一般条項

本契約の一部が無効であり、強制力を有しないとされた場合においても、その他の部分の有効性は影響を受けず、その条件に従って強制力を維持します。本契約は、顧客として取引する当事者の法的権利を損なうものではありません。本契約は、権限を有するアドビの役員が署名した文書による場合のみ変更できます。アップデートは、追加条項または異なる条項とともにアドビにより使用許諾される場合があります。本契約はアドビおよびお客様の本ソフトウェアに関する完全な合意であり、本ソフトウェアに関する本契約締結以前の表明、交渉、了解、通信連絡、広告のすべてに優先します。

### 14. 合衆国政府がエンドユーザーである場合

合衆国政府のエンドユーザーに対して、アドビは、適用される場合、改正後の行政命令第 11246 号の規定、1974 年ベトナム戦争退役軍人復帰支援法第 402 条（合衆国法典第 38 編第 4212 条）、改正後の 1973 年身体障害者法第 503 条、ならびに連邦規則集第 41 編第 60-1 部または第 60-60 部、第 60-250 部および第 60-741 部の規制を含め、該当する全ての機会均等法に従うことに同意します。前記文に含まれる積極的是正措置に関する条文および規制は、引用により本契約の一部を構成するものとします。

### 15. ライセンスの遵守

企業ユーザーは、アドビ、またはアドビが授権した代理人から要求された際は、当該時点においてすべてのソフトウェアがアドビから与えられた有効なライセンスに従って使用されていることを、30 日以内に文書により証明することに同意します。

### 16. 欧州連合に関する条項

本契約のいかなる規定（第 4 条 5 項を含む）も強制法規により認められる、本ソフトウェアを逆コンパイルする非放棄権を制限するものではありません。たとえば、欧州連合(EU)に居住するお客様は、本ソフトウェアと別のソフトウェアプログラムとの相互運用を実現するために必要である場合、まずアドビにかかる相互運用を実現するために必要な情報の提供を書面で要請し、アドビが当該情報を公開していない場合、法に規定された条件に基づき本ソフトウェアを逆コンパイルする権利が与えられる場合があります。また、かかる逆コンパイルは、お客様またはお客様に代わって本ソフトウェアのコピーを使用することを許可された他者のみが行うことができます。アドビは、当該情報を提供する前に、逆コンパイルに対する合理的な条件を課す権利を有します。アドビから提供された情報またはお客様が入手した情報は、本契約の規定に従い、本契約に定められた目的にのみ使用するものとし、第三者に開示してはならず、また、本ソフトウェアと実質

的に類似する形態のソフトウェアを作成するために使用したり、アドビまたはそのライセンサーの著作権を侵害する他の行為に使用することもできません。

## 17. 個別規定および例外

### 17.1 ドイツおよびオーストリアに居住するユーザーに適用される責任の制限

17.1.1 ドイツまたはオーストリアで本ソフトウェアを取得し、その国に通常居住している場合、第 10 条は適用されません。代わりに、第 17 条 1 項 2 号の規定を条件とし、アドビの法律上の損害賠償責任は、次のように限定されます。(a) 重大な契約上の義務の軽微な過失による不履行を原因とする損害に関しては、ライセンス契約を締結した時点で一般的に予測可能であった損害額を上限としてアドビは責任を負うものとします。(b) 重大でない契約上の義務の軽微な過失による不履行を原因とする損害に関しては、アドビは責任を負いません。

17.1.2 前述の限定責任は、強制的な法的責任、特にドイツ製造物責任法に定められた責任、特定の保証を引き受けたことに対する責任、過失により発生した人身傷害に対する責任には適用されません。

17.1.3 お客様は、損害を回避および軽減するため、あらゆる合理的な手段を講じること、特に、本契約の条項に従って本ソフトウェアおよびお客様のコンピューターデータのバックアップコピーを作成することを要求されます。

本契約に関してご質問がある場合、または、当社からの情報提供を希望される場合は、この製品に添付されている連絡先または Web サイト <http://www.adobe.com/jp> をご確認のうえ、最寄りの当社営業所までお問い合わせください。

アドビ、Adobe AIR、AIR、Authorware、Flash、Reader および Shockwave は、合衆国およびその他の国におけるアドビ システムズ社の商標または登録商標です。